

平成23年8月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対してした、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、65歳に達した後の平成〇年〇月〇日(受付)、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の裁定を請求し、平成〇年〇月に厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条による老齢厚生年金の受給権を取得し、平成〇年〇月まで同年金の支給を受け、平成〇年〇月から厚年法第42条による老齢厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)第26条による老齢基礎年金の受給権を取得し、その支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、請求人が平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の月数〇月を計算の基礎として老齢厚生年金の額を改定する一方、その改定により、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条第1項に規定する老齢厚生年金の受給権者に該当したため、同条の規定に基づき加算していた加算額(以下「振替加算額」という。)を廃止して、老齢基礎年金の額を改定する旨の処分(以下、これを「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を

経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その理由は、「再審査請求の趣旨及び理由」欄記載の主な部分をそのまま掲記すると次のとおりである。

私が年金受給の申請をしたのは平成〇.〇.〇日です。この時、すでに女子であって35才以降の掛け月が、〇回になっていたようです(社会保険審査官からの理由内容から計算すると) 私の申請に対応した日本年金機構、〇〇社会保険事務所の担当者の人は、私に女子であって35才以降の掛け月が、15年で180回以上年金を掛け続けると振替加算が停止して受給年金が下がる事を、私に知らせる事を、しなかった為に起ってしまった事です。「あと〇回年金を掛け続けると、請求人さんの受給金額が下がります」と注意知らせて下さる事は当然であると思います。この事を知らない私の年金が下がるまで掛け続けさせたものです。

担当者の不勉強の為の私に対する対応ミスです 又、コンピューターは、私の年金のデータに180回になる前に自動的にストップは、かからなかったのでしょうか。確定できている受給年金額を保護して下さるべき立場の人達や機械、コンピューターは、私の決定していた受給金額を守ってくれなかった。日本年金機構は、責任をとるべきだと思います。(担当者の管理ミスです)

国民年金・厚生年金保険、年金決定通知書 支給額変更通知書が来るまで180回以上年金を掛けたら年金が下がる事など、私は、全く知りませんでした。

私と同じ理由で年金が下がった人は、日本国内で数名しかいないのであれば、救済、救うべきと思われますが、これまで何回も〇〇社会保険事務所には、受給の話しを聞くために伺いましたが、本当に、女子であって35才以降の掛け月が180回になると年金が

下がる話しは、1度も聞いておりません。まちがいありません。又、年金が下がるまで年金を掛ける必要はありません、そう思われませんか。

日本年金機構は、責任を取って（私の担当者の機械、コンピューターの管理ミスの為に私の年金記録に（データに）ストップがかからなかった）私、（請求人）の振替加算額の停止の取消しを、して下さいようお願い申し上げます。

第3 当審査会の判断

1 大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者（以下「振替加算対象者」という。）の老齢基礎年金の額は、振替加算対象者が65歳に達した日において、老齢厚生年金の受給権者等、60年改正法附則第14条第1項のいずれかに該当する者の配偶者として、その者によって生計を維持していたときは、老齢基礎年金の額に、22万4700円に国年法第27条に規定する改定率を乗じて得た額にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た振替加算額を加算して支給するとされているが、振替加算対象者が同条第1項ただし書の規定により厚年期間の月数が原則240月（同条の規定を承けた国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「経過措置政令」という。）第25条第1号によると、60年改正法附則第12条第1項第4号の規定により、昭和22年4月1日以前に生まれた女子にあっては、35歳以後の厚年期間が15年（月数180月）以上である老齢厚生年金を含むとされている。）以上の老齢厚生年金を受けることができるときは、この限りでない」とされている。

2 本件の場合、請求人は、振替加算額が加算された老齢基礎年金を受給していたことについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人に係る厚年資格記録（共通）、国年資格記録Ⅰ（共通）、同Ⅱ（共通）、新法裁定原簿（現存・基礎）、同（現存・厚年）及び改定

記録照会によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に老齢給付の受給権を取得し、その額の計算の基礎となる厚年期間の月数が〇月（35歳以後の月数は〇月）である老齢厚生年金及び振替加算額が加算された老齢基礎年金の支給を受けていたが、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、厚年法第43条第3項の規定（被保険者である受給権者がその被保険者資格を喪失し、かつ、被保険者となることなく資格喪失日から起算して1月を経過したときは、資格喪失月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とし、資格喪失日から起算して1月を経過した日の属する月から額を改定する。）により、平成〇年〇月から老齢厚生年金の額が改定され、その額の計算の基礎となる厚年期間の月数は〇月となり、そのうち、35歳以後の厚年期間の月数は〇月となったものである。この結果、請求人の老齢厚生年金は、前記経過措置政令第25条第1号の規定に該当したため、60年改正法附則第14条第1項ただし書の規定により、老齢基礎年金に係る振替加算額の加算が終了したものである。

3 以上によれば、平成〇年〇月から老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額をそれぞれ改定したことは、上記に示した関係法令に則ったものであり、それ自体には何ら不当な点は存しない。

これに対し、請求人は上記第2の3のとおり主張しているが、その趣旨は、35歳以後の厚年期間の月数が180月に達すると振替加算額の支給が終了し、年金額が減額になるとの説明は受けていない、事前に請求人に知らせるべきであり、それを怠ったのは保険者の対応ミスである等、保険者に責があるのでその事情を配慮し、振替加算額の支給の終了を取り消すべきであるというにあると解されるが、そもそも、厚年期間については、振替加算額が加算されるか否かにより、その加入期間を選択できるものでもなく、仮に上記の請求人の主張が事実で

あつたとしても、老齢基礎年金に係る振替加算額の加算が終了したのは、上記2の公布された法令の規定によるものであるから、そのような説明をすることは、保険者の法定された義務ではないのであつて、法令の規定に則つて適法になされた原処分を取り消す理由には該当しないといふべきであり、その主張は採用できない。

- 4 よつて、原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。